



発行所
 青森県高等学校・障害児
 学校教職員組合
 青森市橋本1丁目2-25
 教育会館 017(734)7287
 編集発行人 田村儀則
 購読料一部20円は組合費
 の中に含む

「戦争法の廃止を求
 める2000万人統一
 署名」にご協力お
 願いします!

Eメール aokokyos@olive.ocn.ne.jp ホームページ http://www.geocities.jp/aokokyoso/ ブログ http://plaza.rakuten.co.jp/sannkyoso05/

人事評価制度 「上位区分」を圧縮

県教委、職場の同僚性破壊を危惧

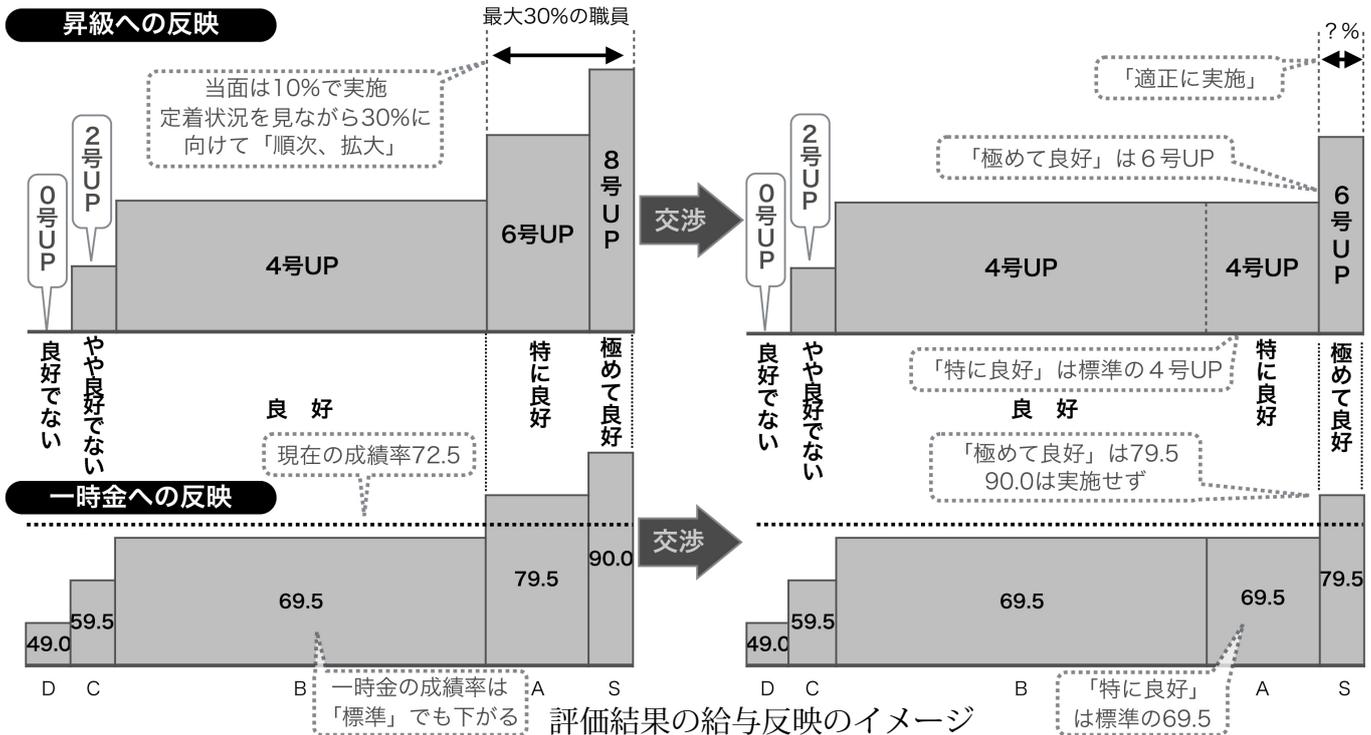
2月26日、中村教育長は高教組を始めとする教職員組合4団体に対して、新たな「人事評価結果の給与反映の実施」方法を提示しました。再提示案ではS評価(極めて良好)の8号昇級を廃止するなど上げ幅を圧縮して、職員の同僚性(協力しながら仕事ができる体制)を破壊しないよう配慮されました。組合側が交渉の中で再三にわたって主張してきたことが一定程度受け入れられた形です。

上位区分はSだけ

新たな提案では、A(特に良好)を6号昇級から4号昇級とし、ボーナスの成績率も標準の69.5としました。これにより、A(特に良好)は給与上の優遇が与えられる「上位区分」から外されました。唯一S(極めて良好)だけが「上位区分」として残りましたが、昇級は8号から6号へ、ボーナスの成績率は90.0から79.5に引き下げられ、上下の差は圧縮されました。また、上位区分の人員の割合に関しては、最終的な制限枠を30%程度とし、始めは10%からスタートして「制度の定着状況を見ながら、適用範囲を順次、拡大していく」と説明していました。再提案では「定着状況を見ながら、適正に実施していく」と修正しました。中村教育長も「必ずしも拡大ありきではない」と人員枠30%を目標としないことを明らかにしています。 2面に続きます。

12月22日提示案

2月26日再提示案



評価結果の給与反映のイメージ

坂道の風

2月11日の憲法講演が実におもしろかった。講師は弁護士飯田美弥子氏で、自民党改憲草案と日本国憲法を比較し、自民党の本性を浮き彫りにする内容だ。よくある講演のように見えるが、講演のスタイルがひと味違った。「落語」だったのだ▼軽妙な語り口で、安倍首相や自身の経験をネタに笑い通したが、改憲草案からみえる自民党の狙いとその危険性が分かりやすく説明されていた。現在の政治を批判しているのだが、久々に元氣の出る講演だった▼特にこの講演で危機感を覚えたのは、改憲草案では全ての国民は、この憲法を遵守しなければ罰せられるところだ▼来年度から教育現場にも人事評価制度が導入される。改憲草案のように罰せられることはないが給与や人事に影響がでてしまう。しかし、この制度で、管理職や教育委員会にとって都合の良い教職員・学校にさせられてはいけない。なぜなら、日本国憲法がそれを許さないのだから。今泉

S(極めて良好)は限定的

県教委「人事評価の評価基準(修正)」を公表

県教委は人事評価の基礎となる評価基準の修正案(左表参照)を、3月8日に労働組合や校長会に提示しました。修正案は2月に発表した一次案を、高教組などの各団体からの意見をもとに修正したものです。その内容を見ると給与上の優遇を受ける「上位区分」の圧縮や、時間外勤務を評価から外す等、高教組などの要求がほぼ受け入れられた形です。

時間外勤務を除外

県教委が当初発表していた制度案では「部活動指導等も自己目標に記載できる」「時間外において行った職務も評価の対象に含める」とされていきました。高教組は、次のような理由で削除を求めました。①評価項目の中の「勤務時間外の部活動指導、補習指導、家庭訪問等や教科等に関する研修」などは、いずれも超過勤務を命ずることができない超勤4項目に該当しない業務であり、これを評価項目に加え、かつその結果を給与等に反映

させることは労働基準法等に違反している。②教員の多忙化が社会問題になっ

ている中で部活動を評価の対象とするのは、社会の流れに逆行し、教員の多忙化に拍車をかけることになり、③専門外の競技等の顧問に就いて苦しんでいる教員や、家庭の事情等で時間外勤務ができない教員との間に不公平が生じることになる。これにより、時間外

はこの表現が削除され、「上

の勤務は評価項目から除外されました。

Sは極めて限定的

一次案の評価基準のS(極めて良好)やA(特に良好)の基準レベルには「上記と同等と認められる場合」など曖昧な表現がありました。これは、評価者の主観によって拡大解釈される危険性があるため、高教組は削除を求めていました。この結果、修正案から

「支援」は日常的

「他の職員の支援を必要とする」職員はC(やや良好でない)とされていた部分にも削除を求めました。それは、日常的に支援し支援されるという職場の同僚性を破壊することになりかねないからです。

4月1日に無理に着任する必要はありません

転勤した際には「七日以内に赴任しなければならぬ」とされています(県立学校職員規程5条)。このため、無理に4月1日から勤務する必要はありません。年休を取る必要もありません。管理職に電話して着任日を決めましょう。

能力評価の評価レベルと具体例

評価段階	評価レベル	左のレベルの具体例
S	・他の教職員との協働に努め、他の教職員の模範となつて職務を遂行していることに加え、以下に該当する場合 ・全国的に模範となる極めて優秀な水準である。 ・全国レベルの研修会等の講師として推薦できる。 ・全国的な表彰候補者として推薦できる。	他の教職員との協働に努め、他の教職員の模範となつて職務を遂行していることに加え、以下に該当する場合 ・文部科学省や県教育委員会の指定事業・研究事業等に取り組み、当該事業や研究の取組が全国的(東北ブロック以上、以下同じ。)に評価されるなど、県代表として、全国的な研修会等の講師として推薦できる。 ・学校課題の解決を図るための教育実践・研究に取り組み、それらの取組が全国的に評価されるなど、文部科学大臣優秀教職員の表彰候補者として推薦できる。 ・上記と同等と認められる場合
A	・他の教職員との協働に努め、他の教職員の模範となつて職務を遂行していることに加え、以下に該当する場合 ・全国的に模範となる優秀な水準である。 ・県レベルの研修会等の講師として推薦できる。 ・県レベルの教科(職種)指導員、専門員等として推薦できる。	他の教職員との協働に努め、他の教職員の模範となつて職務を遂行していることに加え、以下に該当する場合 ・文部科学省や県教育委員会の指定事業・研究事業等に取り組み、当該事業や研究の取組が全県的(教育事務所管内以上、以下同じ。)に評価されるなど、全県的な研修会等の講師として推薦できる。 ・学校課題の解決を図るための教育実践・研究に取り組み、それらの取組が全県的に評価されるなど、県レベルの教科(科目、業務)指導員、専門員等として推薦できる。 ・上記と同等と認められる場合
B	・他の教職員との協働により、職務を遂行できる。	以下のいずれかに該当する場合 ・他の教職員との協働に努め、職務を遂行するほか、文部科学省や県教育委員会の指定事業・研究事業等に取り組み、校内研修等の講師として推薦できる。 ・他の教職員との協働に努め、学校課題の解決を図るための教育実践・研究を行い、職務を遂行している。 ・他の教職員との協働に努め、職務を遂行している。
C	・指導改善のための校内研修の対象である。 ・能力再開発のための指導観察の対象である。	・教員として児童生徒を適切に指導できない、又は職員として職務を遂行できないことが多いなど、基本的な能力・資質が不足し、指導改善又は能力再開発のための校内研修等の対象である。
D	・指導改善研修の対象である。 ・能力再開発プログラムの対象である。	・教員として児童生徒を適切に指導できない、又は職員として職務を遂行できないなど、基本的な能力・資質が不足し、指導改善研修又は能力再開発プログラムの対象である。

制限でなく権利行使を 文科省が18歳選挙権で新通知

18歳選挙権を踏まえて、文科省から新たな通知が出されました。この通知は多くの問題を含んでいますが、ここでは特に二つの点を指摘します。一つ目は政治教育の中立性を維持するために、教師は自らの考えを生徒に語ってはいけないとされていることです。生徒の質問に答えることも許されません。教師が一方的に特定の政党の政策や思想を生徒に「教え込む」ことは許されませんが、教師が自分の言葉を語らない教育というのはありうるのでしょうか。もう一つの問題は、生徒の政治活動を学校が恣意的に制限・禁止することができるといことです。校外での政治活動を届け出制にして、勉学等に支障があれば禁止することも可能だとしています。これは、理由があれば国民の基本的な人権を学校が恣意的に制限・禁止もできるということですが、しかし、学校が投票を禁止・制限できるとはさすがに書いていません。選挙には行け、でも政治活動は困るといって、今、学校では模擬投票のような投票教育が盛んに行われています。しかし、生徒が自分の考えを自由に発言でき、安心して権利行使できる環境を学校の中に整備することが何よりの政治教育ではないでしょうか。

青年の発言が感動と 勇気を与えた大会 全教定期大会開催

全教(全日本教職員組合)の第33回定期大会が2月13日(土)・14日(日)の2日間、東京都内で開催されました。青森高教組からは田村委員長と酒田書記長が出席しました。

大会には156人の代表員が出席しました。そのうち女性は約30人で20、5パーセントでした。青年も多く参加していました。北九州市の青年は一緒に壇上に

立った役員と掛け合い漫才風に「組合は楽しい。学べる場だ。役員が頼りになる」と加入した感想を述べていました。群馬高の青年は「組合の仲間が増えることは希望」と発言し、声をかけ、相手をねぎら



活発な発言が多かった全教定期大会

い、自滅しないように活動したいと決意を語りました。岐阜の青年は「楽しみ、つながって、前に進む」をス

ストレスチェックが始まりました

ローガンに「いきなり全国へ。集まる機会をたくさん作る」など具体的な活動を報告しました。そのほかに、合計で68人の発言があり、そのうち組織拡大の発言が24本もありました。安倍政権が戦争する国づくりにひた走りする中、教

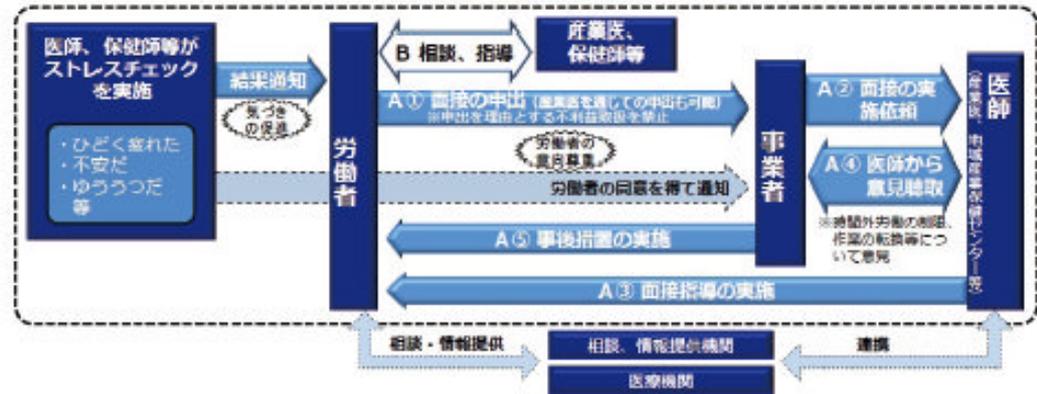
え子を再び戦場に送らないう」という平和の思いを強くする発言も多くありました。大会を通して、組織運営3か年計画、安倍法制(戦争法)廃止の運動を意欲させ、青年の発言が感動と勇気を与えた素晴らしい大会でした

平成26年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」を受けて、心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容とした「ストレスチェック制度」が新たに創設され、平成27年12月1日施行されました。

○常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の実施が事業者の義務

この法律により実施されたストレスチェックの結果は本人に通知され、管理職には通知されません。また、医師等による面接指導を実施した場合には本人に対し不利益となる取扱い(人材評価や異動等)も禁止されています。職場における人間関係や管理職からの心無い言動に精神的な不安を抱えている方も多いと思います。ストレスチェックは、労働者を守り、労働条件を改善するための

【ストレスチェック制度の概要】



ものです。実施の際には、迷わずにありのまままで回答していきましょう。

2月20日、浅虫観光ホテルにて「虎の穴10周年交流会」を行いました。県内各地から20名の参加でした。「虎の穴」にかかわってきたスタッフ、卒業生、塾生のみなさんが集まりました。10年の歴史をスライドショーでふりかえり時々の思い出を語り合いました。また、現在のそれぞれの課題や悩みを話したり、これからの「虎の穴」に対する要望を出し合ったりしました。夜は、2チームに分か

No image

チーム対抗ゲームで盛り上がる参加者

れてゲーム大会です。風船的当て、風船パレー、ざぶとんリレーと大いに身体を動かして楽しみました。その後さまざまなお話を交流し合い、深夜まで話題は尽きませんでした。来月から始まる2016シーズンでの再会を確認しあいホテルを後にしました。



No image

熱い議論を交わした学習会

青森高生研(青森高等学校生活指導研究協議会)兼青森高教組女性部学習会が「北の国から学校づくり〜HR・授業・生徒会」をテーマに、2月6〜7日、浅虫温泉「帰帆荘」で行われました。秋田や岩手から多くの大学生・若手教員も参加し、大変に内容の濃い交流と学習会が行われまし

自律した主権者としての行動を！

青森高生研 & 青森高教組女性部学習会

中でも一日目の和光中・高校の相良武紀先生が実践する授業「異文化研究」(高2自由選択科目)は、シテイズンシップ教育の面で刺激的な内容でした。これは国際交流を考える上で、生徒にとって重要な態度と自律性を体得させるため、様々な実体験と討論を重ねていくものです。

二日目の分科会では、18歳選挙権に伴う主権者教育において、政府の通達内容や我々教員が出来ること、為すべきことを分かり易く学びました。「政治的中立」の名のもと、私たち教員が臆病になっ

あなたをひとりにしません。

心配な事があってもひとりで悩まないでまずは、組合・共済会へ相談

もしかしら？自分にも起こるかも〜
 教職員賠償責任共済
 掛金は月150円
 保障5,000万円確保

多文化ミールからの便り10

2月4日、AAJ(日本留学特別コース)の修了式が行われ、90名余の2年生一人一人に修了証書が授与されました。その姿を見るために、卒業生の5倍以上の保護者・家族の方々が修了式に参列しました。私はクラス担任として、学生たちのマレー語の長い名前を読み上げました。たいへん緊張しました。

2月下旬には渡日準備のための新人研修合宿が行われ、私に残り1年の任期を終

No image

えした後、日本の各地で大学生として頑張っている彼らに再会することを楽しみにしています。マレーシアと日本との風土や文化の違いを楽しくとらえ、学生生活を送ってほしいです。

(北斗高校校友会 片桐 栞)

卒業おめでとう。修了式を終えて記念撮影

教育事業

- ◎教育事業補助金
 募集期間 2016年4月1日〜5月31日
 助成額 ① 教育講演会等の事業・障害者理解推進のための事業・・・1件につき5万円以内
 ② 社会貢献活動(ボランティア活動)・・・1件につき2万円以内
 ※両事業の事業予算の半額を上限とし、申請書に添付する。問い合わせ先 総務課 017-721-1310
- ◎教育情報誌 スマイルレポート
 掲載日時 月曜日・水曜日・金曜日 午前9時〜午後4時
 ※予約により掲載外も対応します
 掲載内容 不登校、学習、いじめ、家庭教育や発達障害など発達上の悩みや問題、教師と親の連携、教職員の業務上の悩みなど
- 〒11 947-0077
 フリーダイヤル 0120-703-087
 e-mail smile@akyoufor-kouseikai.or.jp